

～ 浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例第13条 同施行規程第9条 ～

- 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しない。 減免申請書は不要
 ○管理者は、次の各号の一に該当する受益者については、負担金を減免することができる。 減免申請書が必要

受益者負担金減免基準

受益者区分	減免の対象となる土地	減免率等
条例第13条第2項第1号に規定する受益者 (国又は地方公共団体が 公用に供し、又は供することを決定してい る土地に係る受益者)	1 裁判所、警察署、県庁、市役所等の一般庁舎の用に供 する土地	50%
	2 図書館、博物館、公民館、体育館その他これらに準じ る公共施設の用に供する土地	50%
	3 有料公務員宿舎の用に供する土地	25%
	4 社会福祉施設（児童遊園を除く。）の用に供する土地	75%
	5 児童遊園の用に供する土地	100%
	6 学校の用に供する土地	75%
	7 遺跡及び史跡保存用地の用に供する土地	100%
	8 病院及び診療所の用に供する土地	25%
	9 公営住宅の用に供する土地	25%
	10 刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院等 の（その他これに準じる）収容施設の用に供する土地	75%
条例第13条第2項第2号に規定する受益者 (国又は地方公共団体が 企業の用に供し、又は供することを決定し ている土地に係る受益者)	地方公営企業法適用事業の用に供する土地	25%
条例第13条第2項第3号に規定する受益者 (国又は地方公共団体が 公共の用に供することを決定している土 地に係る受益者)	道路、水路、河川、公園等の用に供することを決定してい る土地	100%
条例第13条第2項第4号に規定する受益者 (生活保護法による生活扶助を受けている 受益者その他これに準ずる特別の理由が あると認められる受益者)	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受 けている者その他これに準じる特別の理由がある者とし て管理者が定めるものが受益者である土地	100%
条例第13条第2項第5号に規定する受益者 (事業のため土地・物件等を提供した受益 者)	受益者が下水道事業のために土地、物件等を提供した場合 の当該受益者に係る土地	提供された 土地、物件等 の評価額に 相当する額
条例第13条第2項第6号に規定する受益者 (前各号に掲げる者のほか、特に負担金を 減免する必要があると認められる受益者)	1 学校法人が設置する学校の用に供する土地（管理人又 は職員が住居の用に供する土地を除く。）	75%
	2 社会福祉法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号） 第2条に規定する事業の用に供する土地（管理人又は職 員等が住居の用に供する土地を除く。）	75%
	3 児童遊園の用に供する土地	100%
	4 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規 定する鉄道事業の用に供する土地のうち、線路、踏切及 び駅前広場用地	100%
	5 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定す る宗教団体が、次に掲げる目的の用に供する土地 (1) 境内地（住居の用に供する土地を除く。） (2) 墓地	50% 100%
	6 自治会等の地縁による団体が、次に掲げる施設の用に 供する土地 (1) 公会堂、公民館、集会所及び屋台小屋 (2) 境内地（住居の用に供する土地を除く。）	100% 100%
	7 消防団、水防団、自主防災隊等が消防器具、備品等の 格納の用に供する土地	100%
	8 公共の用に供している私道	100%
	9 遺跡及び史跡保存用地の用に供する土地	100%
	10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44年法律第57号）第2条第1項に規定する急傾斜地及び これに準じる土地	100%
	11 その他管理者が減免の必要があると認める土地	管理者が定 める率